

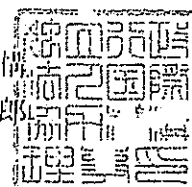


JICA (ER) 第11-05001号

平成21年11月5日

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦 殿

独立行政法人 国際協力機構
理事 佐渡島 志郎



環境社会配慮審査会への諮問について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき下記事項につき諮問いたします。

記

1. 件名

諮問第4号

「マダガスカル国 トアマシナ港拡張計画準備調査」

2. 諮問事項

「マダガスカル国 トアマシナ港拡張計画準備調査」のドラフト・ファイナル・レポートにおける環境社会配慮

以上

平成 22 年 1 月 7 日

独立行政法人 国際協力機構
理事 佐渡島 志郎 殿

環境社会配慮審査会
委員長 村山 武彦

諮問第 4 号に対する答申について

JICA 環境社会配慮ガイドライン 2.4 の規定に基づき、諮問第 4 号「マダガスカル国トアマシナ港拡張計画準備調査」における環境社会配慮調査のスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らいください。

以上

マダガスカル国
トアマシナ港拡張計画準備調査
ドラフトファイナルレポート 答申案

生態系への影響：

1. サンゴ礁等生態系への影響について、グランドリーフ等他のエリアと比べた相対的な分析を行い、評価に齟齬の無いよう記述をするべきである。

海洋汚染：

2. 船舶数の増加に伴い、船舶由来汚染物質の影響が予測される。MARPOL 条約及び TBT 条約の関連につき整理した記述をするとともに、最終的にどのような影響があるかどうかを明確に記述することが望ましい。

漁業への影響と対策：

3. ハスティ・リーフで漁業の機会を喪失する漁民に対して、定期的な協議の場を設けることが提案されているが、具体的な補償の要否について記述することが望ましい。
4. 事業化の段階のみならず、事業実施後においても、対策などの意思決定プロセスの際は、社会的弱者も含め、被影響住民の意見が十分に反映されるような仕組みが設けられるように提案するべきである。

潮流変化による影響への対応：

5. 防波堤延伸による海岸浸食・堆積などの影響は、不可逆的な要素を含むため、モニタリングを慎重に行うとともに、対策などを検討する際には、協議会などの設置を通して、被影響住民の意見を考慮しながら、柔軟な対応策が検討・実施されるよう提案するべきである。

大気汚染対策：

6. 自動車のアップグレード、メンテナンス、アイドリングストップ等提案されている大気汚染の対策は、ソフトな手段が中心であり、実施が確保できるのか懸念される。そのため、実施可能で現実的な対策を提案することが望ましい。

実施体制等の具体化：

7. 実施体制（組織・制度）も含めた具体的な対応策を F/R や最終 EIA 評価書の環境管理・モニタリング計画に盛り込むことが重要である。

以上